

議案第143号

上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部改正について

上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例

上越市公共下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例（昭和63年上越市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域の管渠に新たに接続しようとする受益者が負担する分担金の額は、上越市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成7年上越市条例第26号）の定めるところによる。

第5条に次の1項を加える。

- 4 農業集落排水事業から公共下水道事業へ編入された処理区域の分担金の賦課は、上越市農業集落排水事業分担金徴収条例第5条の規定による賦課をもって第1項に規定する賦課があったものとみなす。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。